

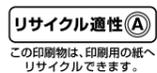
■市の相談窓口（市外局番055）

担当課（係）	担当業務	電話番号	所在地	
介護保険課	審査係	認定審査会	934-4837	
	認定調査係	要介護認定調査	934-4876	
	保険料係	介護保険料 介護保険の資格	934-4836	
	給付係	福祉用具購入 住宅改修 各種負担軽減	934-4874	
長寿福祉課	基幹型 地域包括支援センター	地域包括支援センター 高齢者相談	934-4865	
	高齢者支援係	介護予防・日常生活支援総合事業 高齢者支援	934-4866 934-4835	
	施設・指導係	事業者指導・支援 施設整備	934-4873	
	生きがい推進係	「敬老の日」行事	934-4834	
国民健康 保険課	高齢者医療係	後期高齢者医療制度 ・75歳以上の人 ・一定の障害があると認定 された65歳以上の人	934-4728	〒410-8601 御幸町16-1 (沼津市役所 別館)
市民課	国民年金係	国民年金相談	934-4724	〒410-8601 御幸町16-1 (沼津市役所 本館1階)
健康づくり課	特定健康診査		951-3480	〒410-0881 八幡町97 (保健センター)
	健康相談		(0558) 94-3970	〒410-3402 戸田916-2 (保健センター 戸田分館)
社会福祉課	生活保護1・2・3係	生活保護	934-4822・4823	〒410-8601 御幸町16-1 (沼津市役所 本館地下1階)
	生活支援係	生活困窮者相談・自立支援	934-4863	
生活安心課	市民相談センター	一般相談	934-4700	〒410-8601 御幸町16-1 (沼津市役所 本館2階)
	消費生活センター	消費生活相談	934-4841	

■市役所以外の関係機関

問い合わせ先	電話番号	所在地
沼津市立病院	924-5100 (代)	東椎路550
夜間救急医療センター	926-8699 (代)	日の出町1-15 (サンウエルぬまづ1階)
静岡県方法務局沼津支局	923-1201	杉崎町6-20
沼津市社会福祉協議会	922-1500	日の出町1-15 (サンウエルぬまづ2階)
沼津市シルバー人材センター	964-1153	本字千本1910-206 (千本プラザ内)
静岡県東部健康福祉センター (福祉課)	920-2075	高島本町1-3
静岡県福祉指導課	054-221-2409	静岡市葵区追手町9-6
沼津警察署	952-0110 (代)	平町19-11
沼津税務署	922-1560(自動音声案内)	米山町3-30
沼津年金事務所	0570-05-1165	日の出町1-40
沼津年金相談センター	(ねんきんダイヤル)	大手町三丁目8-23 (ニッセイスタービル4階)

UD FONT by MORISAWA ユニバーサルデザイン (UD) の考えに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



禁無断転載©東京法規出版
KG012470-1744116

いつまでもいきいきと暮らすために
ぬまづの介護保険
利用ガイドブック



沼津市

地域でいきいきと暮らす

介護保険のしくみ

介護保険のサービス

介護予防・日常生活支援総合事業

利用者の負担

介護保険料

その他

介護保険制度のおもな改正ポイント

令和6年4月から

- **介護保険料が変わりました** ⇨P.40参照
第9期（令和6～8年度）の介護保険料が決まりました。
- **介護報酬が変わりました** ⇨P.13～23、29参照
介護報酬が変わりました。そのため、サービスを利用したときに支払う利用者負担も変わりました。
- **福祉用具貸与の対象用具のうち一部は、利用方法（借りる、または購入する）を選択できるようになりました** ⇨P.24参照
借りる期間が長期になる場合は、購入した方が金額を抑えられることがあります。購入する場合は、特定福祉用具販売の扱いとなり、同一年度（4月1日～翌年3月31日）で10万円を上限に購入費の一部が保険給付されます。

令和6年8月から

- **介護保険施設を利用したときの居住費等の基準費用額が変わります。** ⇨P.17、37参照
施設を利用したサービスで支払う居住費等、食費には基準になる額（基準費用額）が決められています。近年の光熱水費の高騰に対応して、在宅で生活する人との負担の均衡を図る観点などから、居住費等の基準費用額が変わります。



もくじ

地域でいきいきと暮らす

地域でいきいきと暮らし続けるためには？ 介護や医療、福祉などが連携してサポートします	2
地域の高齢者の相談窓口は？ 地域包括支援センター	4
どんなサービスや支援が受けられる？ あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます	6

介護保険のしくみ

介護保険ってどのような制度？ 介護が必要な人をみんなで支え合う制度です	8
介護保険を利用するための手順は？ サービスを利用するには要介護認定の申請が必要です	10

介護保険のサービス

要介護1～5に認定された人は？ 介護サービスを利用できます	12
介護サービス(在宅サービス)	13
介護サービス(施設サービス)	16
要支援1・2に認定された人は？ 介護予防サービスを利用できます	18
介護予防サービス	19
住み慣れた地域で暮らすためには？ 地域密着型サービスを利用できます	22
介護する環境を整えたいときは？ 福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます	24
ホームヘルプサービスについて 上手に使いましょう 訪問介護サービス	26

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防に取り組みたいときは？ 介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます	28
---	----

利用者の負担

サービスを利用してかかる費用は？ サービス費用の一部を負担します	32
利用者負担の軽減について 利用者負担を軽減する制度があります	34

介護保険料

保険料はどのように納める？ みなさんが納める保険料は介護保険の大切な財源です	38
---	----

その他

事業所情報	42
その他の申請や手続き 所得税・市県民税の控除	48
こんなとき、こんな手続き	49

◦地域でいきいきと暮らし続けるためには？

介護や医療、福祉などが連携してサポートします

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、いろいろな取り組みが行われていますが、これからも高齢者人口の増加にともなって、介護や医療などが必要な人、ひとり暮らしや認知症の高齢者も増加すると予想されています。

こうしたことに対応するため、市と地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携を取り、その地域で必要なサービスや施設を整備し、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う「地域包括ケアシステム(地域包括ケア)」が進められています。

地域包括ケアに必要な4つの「助」

地域包括ケアでは、市などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけではなく、自分の力で問題を解決する「自助」や、住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切になります。

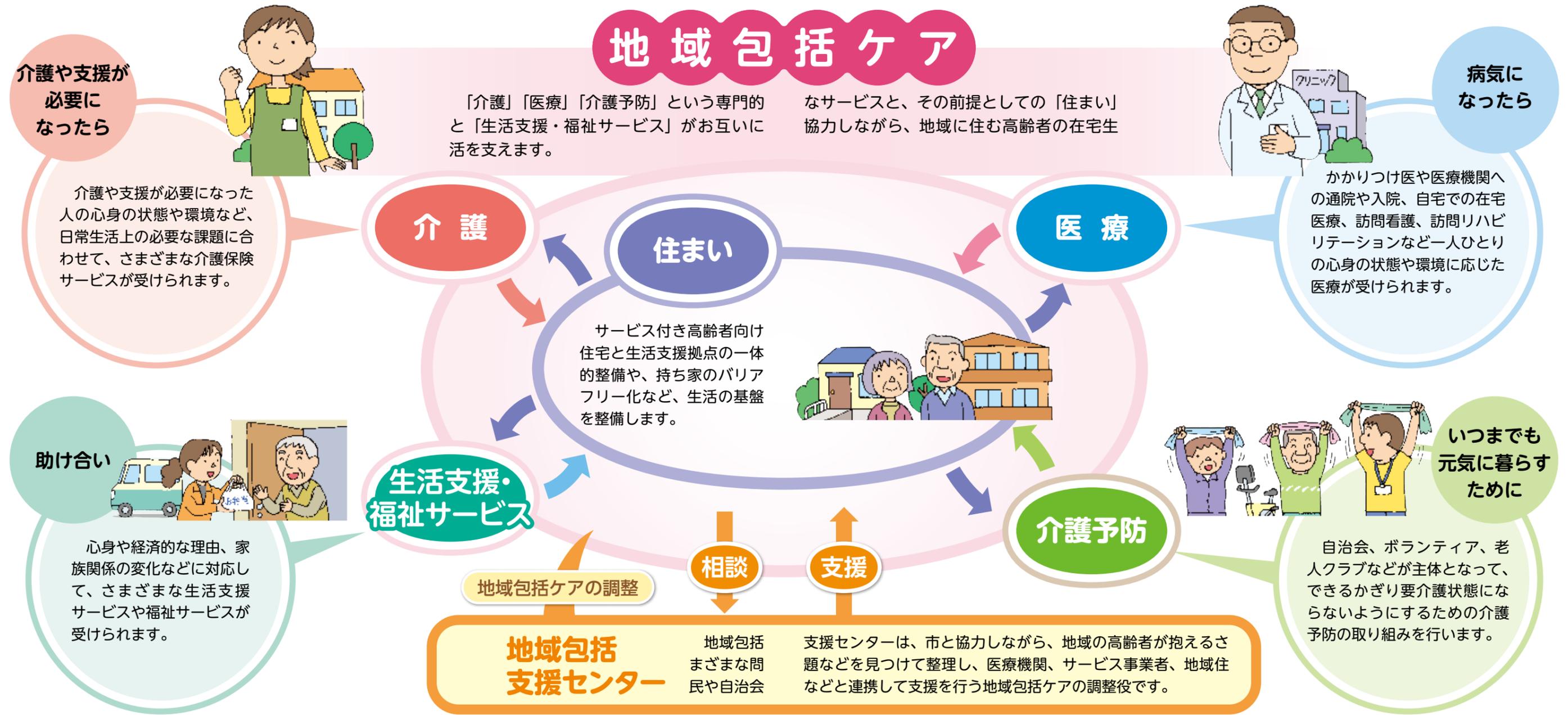
自助 住み慣れた地域で生活するために、自分でさまざまなサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

互助 地域住民やボランティア、家族や知り合いなど、さまざまな人たちが、制度的な費用が発生することなく、自発的にお互いが助け合うことです。

共助 介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

公助 税金をもとにした生活保護や権利擁護など、市が行う社会福祉サービスのことです。

地域包括ケア



地域でいきいきと暮らし続けるために

◦ 地域の高齢者の相談窓口は？

地域包括支援センター

高齢者のみなさんが住み慣れた地域でいきいきと生活できるように、地域の総合的な相談窓口として地域包括支援センターを設置しています。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または看護師が連携し、みなさんの暮らしを支援します。一人で悩みを抱え込まないために、困りごとがあるときは一度、お住まいの地区の担当の地域包括支援センターにご相談ください。

また、要介護認定の代行申請も行っています。

総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療、その他なんでもご相談ください。

介護予防 ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人や、支援や介護が必要となるおそれの高い人のために、介護予防などの支援をします。

地域包括支援センター



主任ケアマネジャー



保健師等



社会福祉士

協力してみなさんを支えます！

包括的・継続的 ケアマネジメント

ケアマネジャーへの日常的な指導や相談、困難事例などについての指導や助言をします。

権利擁護

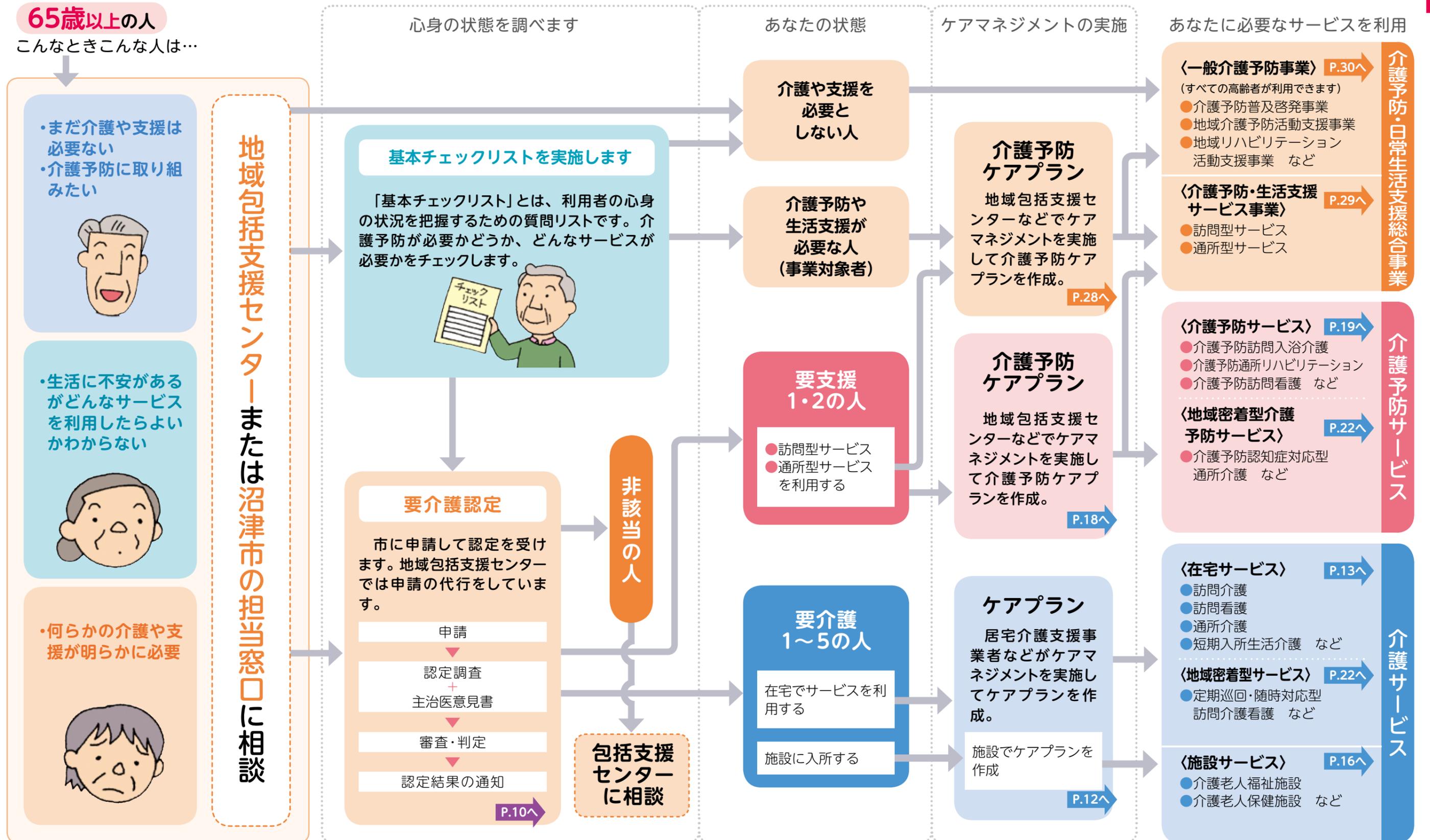
高齢者のみなさんのさまざまな権利を守るために、消費者問題の相談や虐待の早期発見、成年後見制度の紹介などを行います。

◆地域包括支援センター〈担当地区〉

はら地域包括支援センター 〈浮島・原〉			
事業所所在地	〒410-0312 沼津市原1200-3(原高齢者福祉センター内)	TEL/FAX	055-969-4055/055-968-4511
営業日/時間	月曜～土曜(12/31～1/3を除く)/8:00～17:00		
あしたか地域包括支援センター 〈愛鷹〉			
事業所所在地	〒410-0302 沼津市東椎路1742-1(あしたかホーム内)	TEL/FAX	055-967-2988/055-967-2966
営業日/時間	月曜～土曜(12/31～1/3を除く)/8:00～17:00		
片浜・今沢地域包括支援センター 〈片浜の一部・今沢〉			
事業所所在地	〒410-0874 沼津市松長12-3(西友松長店内)	TEL/FAX	055-969-7050/055-968-2177
営業日/時間	月曜～土曜(12/31～1/3を除く)/8:00～17:00		
かなおか地域包括支援センター 〈金岡〉			
事業所所在地	〒410-0059 沼津市若葉町21-1	TEL/FAX	055-921-2022/055-924-2189
営業日/時間	月曜～金曜(祝日、12/29～1/3を除く)/8:30～17:15		
かどいけ地域包括支援センター 〈門池〉			
事業所所在地	〒410-0011 沼津市岡宮1147-8	TEL/FAX	055-939-6700/055-939-6710
営業日/時間	月曜～土曜(祝日、12/30～1/3を除く)/8:30～17:30		
きせがわ地域包括支援センター 〈大岡〉			
事業所所在地	〒410-0022 沼津市大岡1155(きせがわ病院前)	TEL/FAX	055-954-0755/055-954-0006
営業日/時間	月曜～金曜(祝日、12/29～1/3を除く)/8:30～17:30		
千本地域包括支援センター 〈第一、第二、第四、片浜の一部〉			
事業所所在地	〒410-0867 沼津市本字千本1910-206(千本プラザ内)	TEL/FAX	055-962-5932/055-962-5348
営業日/時間	月曜～土曜(祝日、12/29～1/3を除く)/8:30～17:15		
千本地域包括支援センター第四支所			
事業所所在地	〒410-0836 沼津市吉田町25-2(浜ビル1階)		
第五地域包括支援センター 〈第五〉			
事業所所在地	〒410-0048 沼津市新宿町19-1(パスコグランドマンション新沼津)	TEL/FAX	055-939-8022/055-939-8021
営業日/時間	月曜～金曜(祝日、12/29～1/3を除く)/8:30～17:30		
かぬき地域包括支援センター 〈第三、香貫、大平〉			
事業所所在地	〒410-0822 沼津市下香貫猪沼981-2(ぬまづホーム内)	TEL/FAX	055-933-3671/055-934-7322
営業日/時間	月曜～金曜(12/30～1/3を除く)/8:30～17:00		
かぬき地域包括支援センター第三支所			
事業所所在地	〒410-0823 沼津市我入道江川22-14		
三浦・戸田地域包括支援センター 〈静浦・内浦・西浦・戸田〉			
事業所所在地	〒410-0225 沼津市内浦重須627-7	TEL/FAX	055-919-5571/055-919-3949
営業日/時間	月曜～土曜(12/29～1/3を除く)/8:30～17:30		
三浦・戸田地域包括支援センター戸田支所			
事業所所在地	〒410-3402 沼津市戸田916-2(沼津市保健センター戸田分館2階)		

○どんなサービスや支援が受けられる？

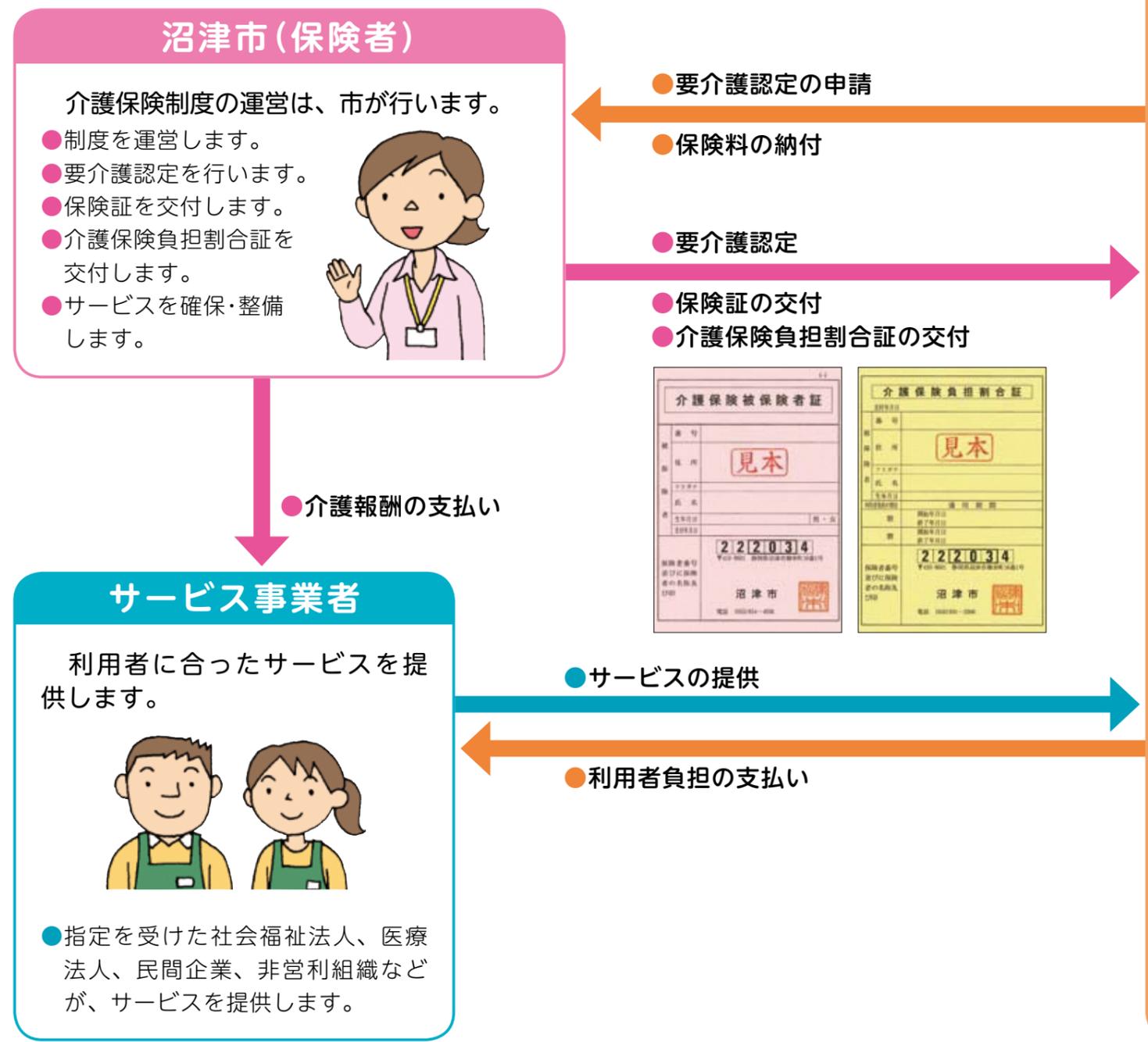
あなたの今の状態に合わせたサービスや支援が受けられます



○介護保険ってどのような制度？

介護が必要な人を みんなで支え合う制度です

介護保険制度は市が保険者となって運営しています。40歳以上の人が加入者(被保険者)となって保険料を納めます。介護が必要となったときには、費用の一部を支払ってサービスを利用することができます。



介護保険に加入する人(被保険者)

- 介護や支援が必要と認められたら、介護保険のサービスが利用できます。
- 保険料を納めます。
 - サービスを利用するため、要介護認定の申請をします。
 - サービスを利用し、利用料を支払います。

▶ 第1号被保険者 65歳以上の人

サービスを利用できる人

第1号被保険者は、原因を問わず介護や日常生活の支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

※65歳以上の人で、交通事故など第三者による不法行為により介護保険を利用する場合は、市へ届け出が必要です。示談前に市の担当窓口へ連絡してください。

▶ 第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人

(医療保険に加入している人) サービスを利用できる人

第2号被保険者は、特定疾病により介護や支援が必要となったとき、市の認定を受け、サービスを利用できます。

特定疾病

加齢と関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を起こす疾病

- がん (医師が一般に認められている医学的知見にもとづき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る)
- 関節リウマチ
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 初老期における認知症
- 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 多系統萎縮症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

- 介護保険の保険証が交付されます

介護保険の加入者には医療保険の保険証とは別に、1人に1枚の保険証(介護保険被保険者証)が交付されます。介護保険のサービスを利用するときなどに使用します。

 - 65歳に到達する月に交付されます。
 - 40歳以上65歳未満の人は、認定を受けた場合などに交付されます。
- 介護保険負担割合証が交付されます

介護保険の認定を受けている人などには、介護保険負担割合証が交付されます。サービスを利用したときの利用者負担の割合(P.32参照)が記載されているので、サービス利用時に事業者に提示します。

 - 適用期間は1年間(8月～翌年7月)で、毎年交付されます。

サービスを利用するには 要介護認定の申請が必要です

1 要介護(要支援)認定の申請をします

介護保険サービスの利用を希望する人は、沼津市介護保険課の窓口にて認定の申請をしましょう。

申請は、利用者本人または家族のほか、成年後見人、地域包括支援センター、省令で定められた居宅介護支援事業者や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。

申請に必要なもの

- ★要介護・要支援認定申請書
- ★介護保険被保険者証
- ★健康保険証
- ★訪問調査先確認票
- ★マイナンバーカード等

※申請書に主治医の氏名・病院名・所在地・電話番号を記載する欄がありますので、わからない人については、病院等に確認してください。

居宅介護支援事業者とは

市などの指定を受け、ケアマネジャーを配置しています。要介護認定申請の代行やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス事業者と連絡・調整をします。申請を代行できる事業者は、厚生労働省令で定められています。申請者自身で選ぶことができます。

2 認定調査・主治医意見書の作成が行われます

認定調査

要介護認定調査員が自宅を訪問し、心身の状況を調べるために、利用者本人と家族などから聞き取り調査などをします(全国共通の調査票が使われます)。



主治医意見書

沼津市の依頼により、心身の状況について主治医が意見書を作成します。

※「介護保険主治医意見書用問診票」をかかりつけの医療機関に提出してください。

3 審査・判定されます

まず認定調査の結果などからコンピュータ判定(一次判定)が行われ、その結果と特記事項、主治医意見書をもとに「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定(二次判定)されます。

- コンピュータ判定の結果(一次判定の結果)
公平に判定するため、認定調査の結果はコンピュータで処理されます。
- 特記事項
一次判定には盛り込めない事項などが記入されます。
- 主治医意見書
主治医が作成した心身の状況についての意見書。

介護認定審査会が審査・判定(二次判定)

市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会で総合的に審査され、要介護状態区分が決められます。



4 審査結果にもとづいて認定結果が通知されます

以下の要介護状態区分に認定されます。結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届きますので、記載されている内容を確認しましょう。

また、要介護・要支援の認定者には利用者負担の割合(P.32参照)が記載された「介護保険負担割合証」も交付されます。

要介護1~5

生活機能の維持・改善を図ることが適切な人などです。介護サービスが利用できます。

P.12へ

要支援1・2

要介護状態が軽く、生活機能が改善する可能性の高い人などです。介護予防サービスと市が行う「介護予防・生活支援サービス事業」が利用できます。

P.18へ

非該当

要介護や要支援に該当しない人です。介護サービスや介護予防サービスは利用できません。今後の生活に不安がある人は地域包括支援センターにご相談ください。

P.4へ

認定調査を受けるときは…

体調のよいとき(通常時)に調査を受ける

いつもと違う体調のときでは、正しい調査ができないことがあります。

家族などに同席してもらう

いつも介護をしている家族などに同席してもらえば、より正確な調査ができます。

困っていることはメモしておく

緊張などから状況が伝えきれないこともあります。困りごとなどはメモしておくことで安心です。

日常使っている補装具があれば伝える

つえなど日常使っている補装具がある場合は、使用状況を伝えましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は新規の場合は原則6か月(上限12か月)、更新認定の場合は原則12か月(上限48か月)です。また、認定の効力発生日は認定申請日になります(更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日)。要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

介護サービスを利用できます

「要介護1~5」と認定された人は、介護保険の介護サービスを利用できます。居宅介護支援事業者などに依頼して利用したいサービスを具体的に盛り込んだケアプランを作成し、ケアプランにもとづいてサービスを利用します。

在宅でサービスを利用したい

- 1 ケアプランの作成を依頼
依頼する居宅介護支援事業者※が決まったら市に「ケアプラン作成依頼届出書」を提出します。
※利用者自身で選ぶことができます。
- 2 ケアプランの作成
居宅介護支援事業者
①利用者の現状を把握
ケアマネジャーが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。
②サービス事業者との話し合い
利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーを中心に話し合います。
③ケアプランの作成
作成されたケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。
- 3 サービス事業者と契約
- 4 在宅サービスを利用 P.13へ

評価・見直し
居宅介護支援事業者は、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、ケアプランを見直します。

施設に入所したい

- 1 介護保険施設と契約
入所を希望する施設に直接申し込みます。居宅介護支援事業者などに紹介してもらうこともできます。
- 2 ケアプランの作成
入所した施設のケアマネジャーが利用者に合ったケアプランを作成します。
- 3 施設サービスを利用 P.16へ

- 地域密着型サービスは..... P.22へ
- 福祉用具の利用は..... P.24へ
- 住宅改修の利用は..... P.25へ

サービス利用の相談は無料です
居宅介護支援事業者のケアマネジャーが、利用者に合った「ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスが利用できるように、利用者を支援します。ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

介護サービス(在宅サービス)

在宅サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
※共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でもホームヘルプやデイサービス、ショートステイなどの介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

自宅での日常生活の手助け

訪問介護(ホームヘルプ)
ホームヘルパーなどが居宅を訪問し、食事や掃除、洗濯、買い物などの身体介護や生活援助をします。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。



- おもなサービス内容
- | | |
|----------------|---------------|
| 身体介護の例 | 生活援助の例 |
| ●食事や入浴の介助 | ●食事の準備や調理 |
| ●オムツの交換、排せつの介助 | ●衣類の洗濯や補修 |
| ●衣類の着脱の介助 | ●掃除や整理整頓 |
| ●洗髪、つめ切り、清拭 | ●生活必需品の買い物 |
| ●通院・外出の付き添い など | ●薬の受け取り など |

●利用者負担のめやす(1回あたり)

身体介護中心 (20分以上30分未満の場合)	250円
生活援助中心 (20分以上45分未満の場合)	183円

※早朝・夜間は25%加算、深夜は50%が加算されます。

訪問してもらい利用するサービス

訪問入浴介護
介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	1,293円
----	--------

訪問リハビリテーション
医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



理学療法士: 立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
作業療法士: さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
言語聴覚士: 言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

1回*	314円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

訪問看護

医師の指示により、看護師などが疾患などを抱えている人の居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助をします。



●利用者負担のめやす(1回あたり)

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	481円
病院または診療所から (30分未満の場合)	408円

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす(1回あたり)
〈単一建物居住者1人に対して行う場合〉

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

施設に通って利用するサービス

通所介護(デイサービス)

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所の場合)(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円
要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行います。



●利用者負担のめやす

(通常規模の事業所の場合)(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	775円
要介護2	919円
要介護3	1,064円
要介護4	1,236円
要介護5	1,403円

※送迎を含む。
※食費、日常生活費は別途必要です。

短期間施設に入所して利用するサービス

短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)
〈介護老人福祉施設・併設型の施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	614円	614円	716円
要介護2	684円	684円	786円
要介護3	758円	758円	862円
要介護4	829円	829円	934円
要介護5	899円	899円	1,004円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.16をご覧ください。

短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)
〈介護老人保健施設の場合〉

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	764円	842円	848円
要介護2	813円	893円	896円
要介護3	876円	958円	962円
要介護4	931円	1,011円	1,017円
要介護5	985円	1,067円	1,071円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

特定施設に入居している人が利用するサービス

特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している人に、日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	550円
要介護2	618円
要介護3	689円
要介護4	755円
要介護5	825円

※日常生活費は別途必要です。



介護サービス(施設サービス)

要介護1～5の人

施設サービスは、介護が中心か治療が中心かなどによって入所する施設を選択します。入所の申し込みは介護保険施設へ直接行います。要支援1・2の人は、施設サービスは利用できません。

- 従来型個室…ユニットを構成しない個室
 - 多床室…ユニットを構成しない相部屋
 - ユニット型個室…壁が天井まであり、完全に仕切られているユニットを構成する個室
 - ユニット型個室的多床室…壁が天井までなく、すき間があるユニットを構成する部屋
- ※ユニットとは、少数の個室と、個室に近接して設けられた共同生活室によって一体的に構成される場所のことです。

日常生活の支援をしてほしい 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	17,918円	17,918円	20,382円
要介護2	20,047円	20,047円	22,511円
要介護3	22,268円	22,268円	24,793円
要介護4	24,397円	24,397円	26,953円
要介護5	26,496円	26,496円	29,052円

●新規入所は、原則として要介護3以上の人が対象です。

常時介護が必要で居宅での生活が困難な人のための施設で、日常生活上の支援や介護を提供します。

P.42へ



介護やリハビリを受けたい 介護老人保健施設

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,812円	24,123円	24,397円
要介護2	23,211円	25,644円	25,797円
要介護3	25,188円	27,622円	27,774円
要介護4	26,861円	29,234円	29,447円
要介護5	28,352円	30,785円	30,968円

状態が安定している人が在宅復帰できるように、リハビリテーションや介護を提供します。

P.42へ



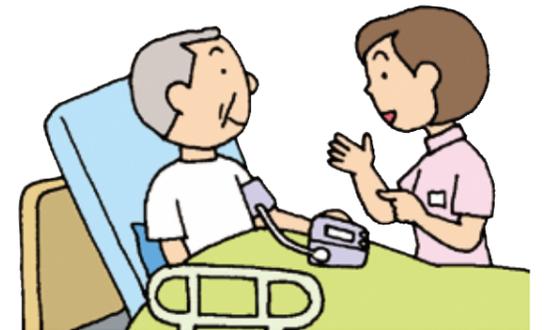
医療と介護を一体的に受けたい 介護医療院

●利用者負担のめやす(30日の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	21,933円	25,340円	25,857円
要介護2	25,310円	28,686円	29,204円
要介護3	32,550円	35,957円	36,474円
要介護4	35,653円	39,029円	39,546円
要介護5	38,421円	41,828円	42,345円

長期の療養を必要とする人のための施設で、医療と日常生活上の介護を一体的に提供します。

P.42へ



介護保険のサービス

施設サービスの費用について

施設サービスを利用した場合、サービス費用の利用者負担の割合分(P.32参照)に加えて、居住費等、食費、日常生活費を施設に支払います。

サービス費用の利用者負担の割合分



居住費等



食費



日常生活費

- 身の回り品の費用
- 教養娯楽費など

利用者負担は施設と利用者間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。

■基準費用額:施設における居住費等・食費の平均的な費用を勘案して定める額(1日あたり)

- 居住費等…… ユニット型個室 2,066円
ユニット型個室的多床室 1,728円、
従来型個室 1,728円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は1,231円)、
多床室 437円(介護老人福祉施設と短期入所生活介護は915円)
- 食費…… 1,445円

介護予防サービスを利用できます

「要支援1・2」と認定された人は、介護保険の介護予防サービスなどを利用できます。地域包括支援センターなどが中心となって、介護予防ケアプランを作成するなど住み慣れた地域で自立した生活を続けていけるよう支援します。

1 地域包括支援センターなどに連絡
 住んでいる地区を担当する地域包括支援センターなどに連絡します。
 ※地域包括支援センターの連絡先は **P.5へ**

2 介護予防ケアプランの作成
地域包括支援センターなど
①利用者の現状を把握
 ケアマネジャーなどが利用者と面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。
②サービス事業者との話し合い
 利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーなどを中心に話し合います。
③介護予防ケアプランの作成
 作成された介護予防ケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 介護予防サービス事業者と契約

4 介護予防サービスを利用
P.19へ

評価・見直し
 地域包括支援センターなどは、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

介護予防・生活支援サービス事業
(介護予防・日常生活支援総合事業)
も利用できます

介護予防・生活支援サービス事業は **P.28へ**
 介護予防訪問介護（ホームヘルプ）と介護予防通所介護（デイサービス）は、**訪問型サービス、通所型サービス**として介護予防・日常生活支援総合事業の**介護予防・生活支援サービス事業**から提供されています。

一般介護予防事業は **P.30へ**



地域密着型介護予防サービスは **P.22へ**
 介護予防福祉用具の利用は **P.24へ**
 介護予防住宅改修の利用は **P.25へ**

サービス利用の相談は無料です
 地域包括支援センターの職員などが、利用者に合った「介護予防ケアプラン」を作成し、そのプランに沿って安心してサービスを利用できるように、利用者を支援します。介護予防ケアプランの相談・作成は全額を介護保険が負担しますので、利用者負担はありません。

介護予防サービス

介護予防サービスには、居宅を訪問してもらう訪問サービスや、施設に通って受ける通所サービスなどがあります。サービスは組み合わせて利用することができます。

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。

介護予防訪問介護と介護予防通所介護は、**訪問型サービス、通所型サービス**として市が行う**介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防・生活支援サービス事業**で提供されています。訪問型サービス、通所型サービスについては、P.29をご覧ください。

※共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でもショートステイなどの介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

訪問してもらい利用するサービス

介護予防訪問入浴介護
 居宅に浴室がない場合や感染症などで浴室の利用が難しい場合、介護職員と看護職員が移動入浴車で居宅を訪問し、入浴介護をします。



●利用者負担のめやす

1回	874円
----	------

介護予防訪問リハビリテーション
 医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問し、リハビリテーションをします。



理学療法士：立つ・座る・歩くなどの基本動作の能力の回復や改善を目的とした支援をします。
 作業療法士：さまざまな作業を通して、日常生活に必要な能力の回復や改善を目的とした支援をします。
 言語聴覚士：言葉や発声、聴覚の障害がある人に、機能の回復や改善を目的とした支援をします。

●利用者負担のめやす

1回*	303円
-----	------

※20分以上リハビリテーションを行った場合。

医師の指導のもとでの助言、管理サービス

介護予防訪問看護

医師の指示により、看護師などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助をします。

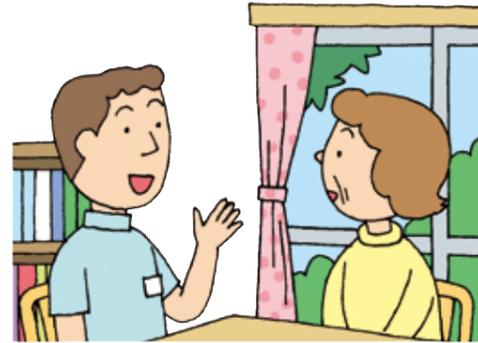


●利用者負担のめやす(1回あたり)

訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	461円
病院または診療所から (30分未満の場合)	390円

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが、通院が困難な人の居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導をします。



●利用者負担のめやす(1回あたり)
(単一建物居住者1人に対して行う場合)

医師が行う場合(月2回まで)	515円
----------------	------

短期間施設に入所して利用するサービス

介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、日常生活上の支援(食事、入浴、排せつなど)や機能訓練などが受けられます。



●利用者負担のめやす(1日あたり)
(介護老人福祉施設・併設型の施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	459円	459円	538円
要支援2	571円	571円	668円

※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

介護予防短期入所療養介護 (ショートステイ)

介護老人保健施設などに短期間入所して、介護予防を目的とした医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)
(介護老人保健施設の場合)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要支援1	588円	622円	633円
要支援2	737円	785円	800円

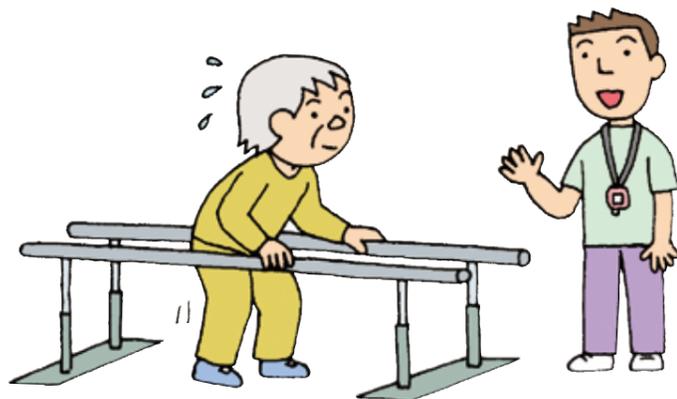
※食費、滞在費、日常生活費は別途必要です。

※従来型個室、多床室、ユニット型個室、ユニット型個室的多床室については、P.16をご覧ください。

施設に通って利用するサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーション、目標に合わせた選択的サービスを行います。



●利用者負担のめやす(1か月)
共通サービス ※送迎、入浴を含む。

要支援1	2,307円
要支援2	4,300円

※食費、日常生活費は別途必要です。

特定施設に入居している人が利用するサービス

介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)に入居している高齢者に、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を提供します。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

要支援1	186円
要支援2	318円

※日常生活費は別途必要です。



◦ 住み慣れた地域で暮らすためには？

地域密着型サービスを利用できます

住み慣れた地域での生活を続けるために、地域の特性に応じた介護保険のサービスが受けられます。ただし、原則として、他の市区町村のサービスは受けられません。

- 利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。このほかにサービスの利用内容や地域による加算などがあります。
 - 令和6年4月現在、実施していないサービスもあります。
 - 【 】内は地域密着型介護予防サービスの名称です。
 - 施設を利用した場合、居住費等、食費、日常生活費は別途必要です。
- ※共生型サービスの指定を受けた障害福祉サービス事業所でも地域密着型通所介護などの介護保険のサービスが利用できます。詳しくはお問い合わせください。

多機能なサービス

小規模多機能型居宅介護 【介護予防小規模多機能型居宅介護】

通いを中心に、利用者の選択に応じて訪問や泊まりのサービスを組み合わせ、多機能なサービスを受けられます。



●利用者負担のめやす(1か月)

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円
要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

小規模な施設サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護専用型の特定施設(指定を受けた有料老人ホームなど)で、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護4	761円
要介護5	832円

※要支援1・2の人は利用できません。
※令和6年4月現在、沼津市にはサービスを提供する事業者はありません。

地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護

定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、食事や入浴、機能訓練などのサービスを受けられます。

※新規入所は原則として要介護3以上の人が対象です。

●利用者負担のめやす(1日あたり)

	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	609円	609円	692円
要介護2	681円	681円	764円
要介護3	756円	756円	840円
要介護4	829円	829円	914円
要介護5	900円	900円	985円

※要支援1・2の人は利用できません。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

認知症の人を対象としたサービス

認知症対応型通所介護 【介護予防認知症対応型通所介護】

認知症の人を対象に、食事や入浴、専門的なケアが日帰りで行われます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)
(単独型の場合)

要支援1	876円
要支援2	978円
要介護1	1,011円
要介護2	1,121円
要介護3	1,231円
要介護4	1,342円
要介護5	1,452円

認知症対応型共同生活介護(グループホーム) 【介護予防認知症対応型共同生活介護】

認知症の人が、共同生活をする住宅で、スタッフの介護を受けながら、食事や入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられます。

●利用者負担のめやす(1日あたり)(ユニット数1の場合)

要支援2	772円
要介護1	764円
要介護2	799円
要介護3	824円
要介護4	840円
要介護5	857円

※要支援1の人は利用できません。

夜間の訪問介護

夜間対応型訪問介護

夜間でも安心して在宅生活を送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を受けられます。

●利用者負担のめやす
(オペレーションセンターを設置している場合)

基本夜間対応型訪問介護	1,010円/月
定期巡回サービス	380円/回
随時訪問サービス(I)	579円/回

※要支援1・2の人は利用できません。
※令和6年4月現在、沼津市にはサービスを提供する事業者はありません。

複合型のサービス

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、通い・訪問・短期間の宿泊で介護や医療・看護のケアが受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)

要介護1	12,659円
要介護2	17,711円
要介護3	24,898円
要介護4	28,238円
要介護5	31,942円

※要支援1・2の人は利用できません。

日中・夜間対応の訪問介護と訪問看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を、日中・夜間を通じて受けられます。

●利用者負担のめやす(1か月)
◆訪問看護サービスを行う場合(一体型の場合)

要介護1	8,113円
要介護2	12,674円
要介護3	19,346円
要介護4	23,849円
要介護5	28,893円

※要支援1・2の人は利用できません。

小規模な通所介護

地域密着型通所介護

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、日常生活上の世話や機能訓練などを受けられます。

●利用者負担のめやす(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

※要支援1・2の人は利用できません。

○介護する環境を整えたいときは？

福祉用具の利用や住宅改修の支援が受けられます

※【 】内は介護予防サービスの名称です。

要介護1～5の人

要支援1・2の人

福祉用具をレンタルする

福祉用具貸与【介護予防福祉用具貸与】

日常生活の自立を助けるための福祉用具（下記の品目）を、レンタル費用の一部を負担して利用できます。

※機能や価格帯の異なるいくつかの商品が事業者から提示されます。

- ① 車いす
- ② 車いす付属品（電動補助装置など）
- ③ 特殊寝台
- ④ 特殊寝台付属品（サイドレールなど）
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり（工事をとまなわないもの）
- ⑧ スロープ（工事をとまなわないもの）
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知機器
- ⑫ 移動用リフト（つり具の部分を除く）
- ⑬ 自動排泄処理装置



①～⑥、⑪⑫の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません（尿のみを吸引するものは除く）。

●利用者負担について

※レンタル費用の利用者負担の割合分（P.32参照）です。支給限度額が適用されます。
※用具の種類や事業者により金額は変わります。
※商品ごとに全国平均貸与価格が公表され、上限額が設定されます。事業者には、利用者に対して、全国平均貸与価格と事業者の貸与価格の両方の提示と機能の説明が義務づけられています。

福祉用具を購入する

事前に市へ申請が必要です

特定福祉用具販売【特定介護予防福祉用具販売】

入浴や排せつなどに使用する福祉用具を購入したとき、1年（4月～翌3月）につき10万円を上限に、利用者負担分を除いた額が支給されます。

●利用者負担について

※購入費用の1割～3割です。購入前と購入後に申請を行い承認を受けると、費用の7割～9割が支給されます。

都道府県等の指定を受けていない事業者から購入した場合は支給されませんので、ご注意ください。

※事業所にいる「福祉用具専門相談員」に必ずアドバイスを受けましょう。

- ① 腰掛便座
- ② 自動排泄処理装置の交換可能部品
- ③ 排泄予測支援機器
- ④ 入浴補助用具
- ⑤ 簡易浴槽
- ⑥ 移動用リフトのつり具の部分
- ⑦ スロープ
- ⑧ 歩行器
- ⑨ 歩行補助つえ



小規模な住宅改修

事前に市へ申請が必要です

住宅改修費支給 【介護予防住宅改修費支給】

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をしたとき、30万円を上限に利用者負担分を除いた金額が支給されます。（全国一律20万円+市特別給付10万円）



介護保険のできる住宅改修の例

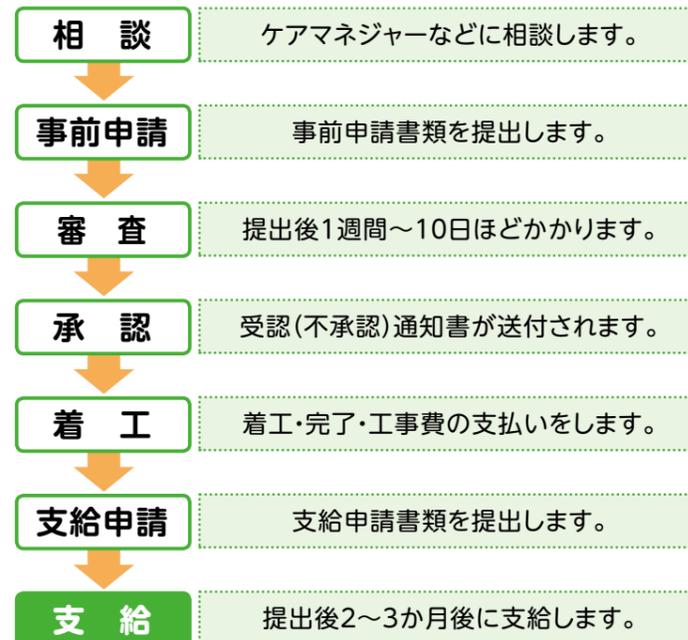
- 廊下や階段、浴室やトイレなどへの「手すりの取り付け」
- 「段差解消」のためのスロープ設置など
- 滑りの防止などのための「床または通路面の材料の変更」
- 引き戸などへの「扉の取り替え」
- 和式便器から洋式便器への「便器の取り替え」

※上記の改修にとまって必要となる工事も支給の対象になります。

●利用者負担について

※改修費用の1割～3割です。工事前と工事後に市へ申請を行い承認を受けると費用の7割～9割が支給されます。
※引越した場合や要介護状態区分が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます。

手続きの流れ（工事前と工事後に市への申請が必要です）



- #### 必要な書類
- 住宅改修が必要な理由書（ケアマネジャー等が作成したもの）
 - 見積書
 - 函面または写真（撮影日入り）
 - 住宅改修の承諾書（本人・配偶者以外の所有の場合）

- #### 必要な書類
- 支給申請書
 - 領収書（写し可）
 - 改修前後の写真（撮影日入り）
 - 工事費内訳書（工事費が減額となった場合）
- ※上記の改修にとまって必要となる工事も支給の対象になります。

支給方法	本人が業者に支払う額	保険給付分（7割～9割）の支払い先
償還払い	改修費用の全額	本人へ振り込みます。
受領委任払い	給付対象額の自己負担分（1割～3割分） + 給付対象外の実費分	業者へ振り込みます。 （市に「受領委任払制度に関する同意書」を提出している事業者に限ります）

詳しくは沼津市ホームページをご覧ください。介護保険課にお問い合わせください。

介護保険のサービス

上手に使いましょう 訪問介護サービス

ホームヘルプサービスは、利用者の生活全般をサポートすることを目的としているので、介護保険で利用できるサービスと利用できないサービスがあることをよく確認する必要があります。本人の状態とは関係なく、必要以上のサービスを利用してしまふ、また、介護保険では利用できないサービスを依頼することは、制度の適正な運営を妨げる原因にもなります。サービス内容をもう一度チェックして適正利用を心がけましょう。

できる

こんなサービスが利用できます

身体介護

- 衣服の着替えや体位変換
- 清拭や入浴の介助
- 起床・就寝の介助
- 排せつの介助
- 服薬の介助
- 食事の介助
- 通院などの際の乗車・降車の介助



生活援助

- 生活必需品の買い物、薬の受け取り
- 日常の食事の準備や調理
- 衣服の整理・補修やベッドメイク
- 洗濯や専用部屋の掃除

※同居の家族等がある場合には、当該家族等が障害、疾病等の理由により家事を行うことが困難であることがサービス利用の条件とされています。



※利用者が不在中の生活援助はできません。

通院等乗降介助

自宅の中で

- 着替えや外出の支度などの介助

自宅から乗車までの間で

- 転倒しないように支える介助
- 乗車するための介助

降車から病院等までの間で

- 車から降りるための介助
- 階段や段差を越えるための介助
- 院内の移動(受付まで)・受診等の手続き



※移送にかかる費用は別途自己負担となります。

できない

こんなサービスは頼めません

直接利用者の援助に該当しない行為

主に利用者以外の家族のための行為
又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外の人のための調理、洗濯、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 家族との共用部分(トイレ・浴室・居間など)の掃除は原則としてできません。
- 来客の応接(お茶、食事の手配など)
- 自家用車の洗車・清掃



日常生活の援助に該当しない行為

主に利用者以外の家族のための行為
又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- 犬の散歩
ペットの世話 等



日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックス掛け
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等

- ・介護保険制度は、介護サービスを利用することで、できる限り「自立した生活」を送れるようにすることを主な目的としています。
- ・介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活を支援するものです。
- ・介護保険で利用できないサービスを必要とする人は、民間のサービスがありますので、ご確認ください。

市特別給付訪問介護

介護保険では対象外のサービスについて、沼津市独自に介護保険が利用できます。

見守りサービス

要介護1~5の人 要支援1・2の人

認知症・うつ又は閉じこもり等の症状がある人について、その介護者が長時間外出する際、利用者と一緒に留守番をするなど、ホームヘルパーによる見守りサービスが受けられます。

●費用(利用者負担額)のめやす

20分以上45分未満	179円
45分以上の場合	220円

※利用回数は1週間に2回までです。

理美容等外出支援サービス

要介護1~5の人 要支援1・2の人

理美容や冠婚葬祭、墓参り等のための外出時に車いすへの移乗等の介助が必要な人について、ホームヘルパーによる身体介護サービスが受けられます。

●費用(利用者負担額)のめやす

30分未満の場合	244円
30分以上1時間未満	387円
1時間以上の場合	567円

※利用回数は1週間に2回までです。

○介護予防に取り組みたいときは？

介護予防・日常生活支援総合事業を利用できます

介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、市が行う介護予防のための事業です。生活機能の低下がみられるなど介護予防や生活支援が必要な人が利用できる「**介護予防・生活支援サービス事業**」と、65歳以上の人ならどなたでも利用できる「**一般介護予防事業**」の2種類があります。

介護予防・生活支援が必要な人

「介護予防・生活支援サービス事業」のサービス

●利用者負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割を掲載しています。

訪問型サービス

訪問介護員(ホームヘルパー)等が訪問して、入浴・排せつ・食事等の介助や掃除・洗濯・調理などの生活援助等を行います。

■利用者負担のめやす

状態区分	1週あたりの利用時間	利用料 (基準緩和サービスの利用料金)*1
事業対象者 要支援1 要支援2	1週60分以下	約1,200円/月 (約840円/月)
	1週60分超 120分以下	約2,400円/月 (約1,680円/月)
事業対象者 要支援2	1週120分超	約3,800円/月 (約2,660円/月)
1回あたりの利用時間		利用料(月1回~22回)
事業対象者 要支援1 要支援2	20分未満*2	約165円/回

●1日あたり60分以内のサービスです。 *1 身体介護を伴わない生活援助を行うサービス提供を行う場合の利用料です。
*2 身体介護を伴うサービスです。役あく

通所型サービス

●介護予防通所サービス

介護保険事業所(デイサービス)などで、入浴・排せつ・食事等の日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

■利用者負担のめやす

状態区分	利用料 (週1回までの利用)	状態区分	利用料 (週2回までの利用)
事業対象者 要支援1 要支援2	約1,820円/月	事業対象者 要支援2	約3,670円/月

●基準緩和通所サービス

介護保険事業所(デイサービス)などで、身体介護を伴わない日常生活上の支援及び機能訓練を行います。

■利用者負担のめやす

状態区分	時間及び送迎の有無		利用料 (週1回までの利用)	状態区分	時間及び送迎の有無		利用料 (週2回までの利用)
	1日	半日			1日	半日	
事業対象者 要支援1 要支援2	送迎あり		約1,460円/月	事業対象者 要支援2	送迎あり		約2,940円/月
	送迎なし		約1,170円/月		送迎なし		約2,350円/月
	送迎あり	半日	約730円/月		送迎あり	半日	約1,470円/月
	送迎なし	半日	約580円/月		送迎なし	半日	約1,175円/月

●短期集中運動器機能向上サービス

介護保険事業所(デイサービス)などで、3か月から6か月までの期間、機能訓練及び運動を行います。

■利用者負担のめやす

状態区分	送迎の有無	利用料
事業対象者 要支援1 要支援2	送迎あり	約435円/回
	送迎なし	約405円/回

※通所型サービスは、食費、日常生活費が別途必要となる場合があります。

介護予防・生活支援サービス事業

1 地域包括支援センターに連絡

住んでいる地区を担当する地域包括支援センターに連絡します。

※地域包括支援センターの連絡先は [P.5へ](#)

2 介護予防ケアプランの作成

地域包括支援センターなど

①利用者の現状を把握

ケアマネジャーなどが利用者とは面接し、問題点や課題を把握してサービス利用の原案を作成します。

②サービス事業者との話し合い

利用者本人や家族とサービス事業者の担当者がケアマネジャーなどを中心に話し合います。

③介護予防ケアプランの作成

作成された介護予防ケアプランの具体的な内容について利用者の同意を得ます。

3 サービス事業者との契約

4 介護予防・生活支援サービス事業を利用

[P.29へ](#)

評価・見直し

地域包括支援センターなどは、一定期間ごとに効果を評価し、必要な場合には、介護予防ケアプランを見直します。

一般介護予防事業

自立した生活の継続を支援し、要介護状態となることを予防するための各種教室などを開催しています。

[P.30へ](#)

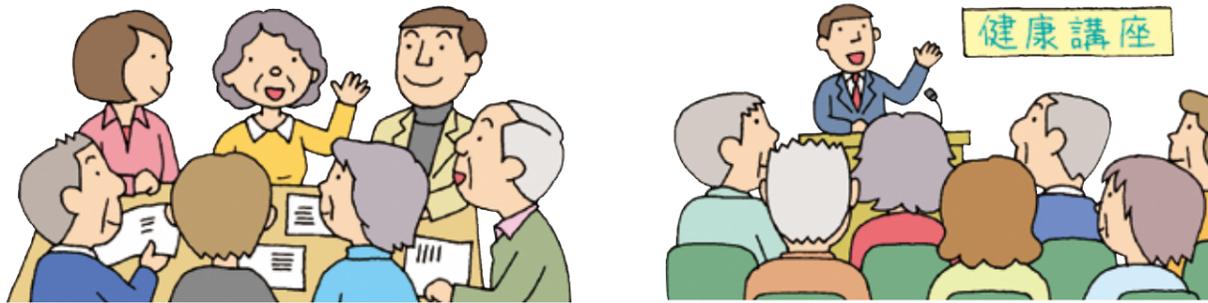


サービス利用の相談は無料です

介護予防・日常生活支援総合事業

一般介護予防事業

運動器の機能向上	口腔機能の向上	認知症の予防	地域での講座・教室	ボランティアの養成	フレイルの予防
習慣的な運動による筋力の維持・向上と、転倒予防を目的とした運動教室を行います。	歯科医師や歯科衛生士による歯と口の健康講話や、栄養士による適切な食生活についての講座を行います。	認知症の予防・早期発見のため、認知症についての講演会や認知症予防教室を行います。	認知症の予防や健康を維持増進するため、地域の高齢者団体への出前講座、地域での介護予防教室を行います。	地域において介護予防活動の支え手となるボランティアを養成する講座を行います。	フレイル(加齢により心身の活力が低下した虚弱な状態)を予防するため、フレイルリスクのチェックや専門職による講座を行います。



■元気に暮らしは毎日の介護予防から

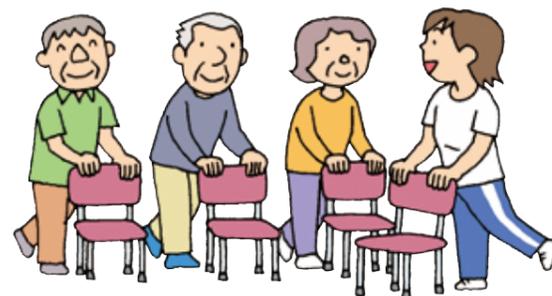
誰でも年齢を重ねると、足腰が弱くなったり疲れやすくなったりし、日常生活が不活発になりがちです。

そのような生活が続くと更に動きにくくなったり、外出を避けるようになり、やがて要介護状態を招くことにもなります。

介護予防とは、元気な高齢者のみなさんが要介護状態にならないように、また、現在介護が必要な人もそれ以上悪化させないようにする取り組みです。

市では、みなさんが住み慣れた地域でいきいきとした生活を送れることを願い、健康づくりや介護予防のための各種教室などを開催しています。

元気な今だからこそ、これからの生活を考えて介護予防に取り組みましょう！



その他のサービス

介護保険以外にも、いろいろな高齢者在宅福祉サービスがあります。

① 介護用品の支給

要介護2以上で在宅で生活している人に、おむつ等の介護用品を支給します。

〈所得に応じて利用者負担があります〉



② 配食サービス

一人暮らしまたは高齢者のみの世帯等で、栄養状態の改善が必要な人、または心身が虚弱で調理が困難な人に、安否確認を兼ねて給食の配達を行います。

〈所得に応じて利用者負担があります〉



③ 重度要介護者通院支援

要介護4または5で、かつ、ストレッチャー対応により大型車での移動を要する人を、専用の車両で病院と自宅の間を送迎します。



④ 緊急通報装置設置費の一部助成

一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯で、現に心臓疾患や脳血管疾患で緊急時の通報が困難な人が、民間の緊急通報サービスを利用する際の初期費用を一部助成します。



⑤ 家族介護慰労金

介護サービス(通所介護、訪問介護等で介護保険の給付があるもの)を利用せずに、要介護3以上の認定を受けている介護者を、1年以上、在宅で介護をしている家族を慰労するために家族介護慰労金を支給します。〈上記以外の要件もあります。詳細はお問い合わせください。〉

⑥ 徘徊高齢者探索サービス

徘徊癖を持つ高齢者が専用端末機を携帯することにより、行方不明時の探索を容易にします。

〈所得に応じて利用者負担があります〉



⑦ 徘徊高齢者見守りシール

徘徊癖を持つ高齢者の衣服や持ち物に貼るQRコードが印字されたシールを交付します。行方不明になった高齢者を保護した際、身元確認が早期に行えます。

⑧ 成年後見制度利用支援

認知症等の理由により、判断力が不十分な人の権利を擁護する成年後見制度に関して情報提供などの支援を行います。

サービスについてのお問い合わせは

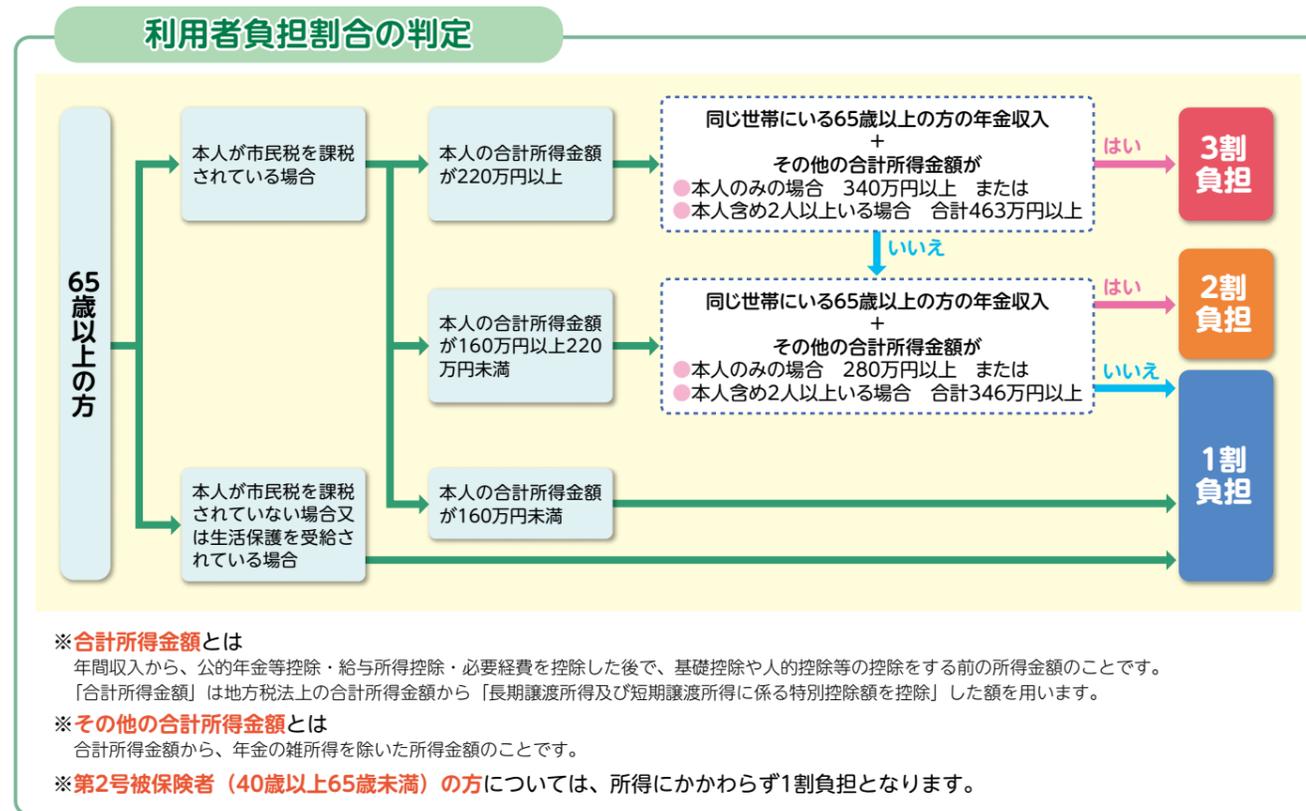
- ①～⑤ については ▶ 介護保険課 ☎934-4874
- ⑥～⑧ については ▶ 長寿福祉課 ☎934-4835

サービスを利用してかかる費用は？

サービス費用の一部を負担します

介護保険サービスなどを利用した場合は、原則としてサービスにかかった費用の一部を利用者が負担します。

◆利用者負担の割合



Q 1割負担から2割又は3割負担になった人は、全員月々の負担が2倍又は3倍になるのですか？

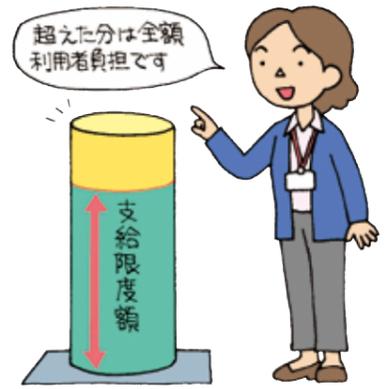
A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍又は3倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費について」(P.34参照)をご覧ください。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定等を受けた方は、毎年7月頃に、沼津市から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。また、新規で要介護・要支援認定等を受けた方は基本的には認定と同時に交付されます（転入の方は交付に時間がかかる場合があります）。

おもな在宅サービスの費用について

おもな在宅サービスでは、要介護状態区分に応じて上限額（支給限度額）が決められています。上限額の範囲内でサービスを利用するときの利用者負担は、決められた負担割合分ですが、上限を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額利用者の負担となります。



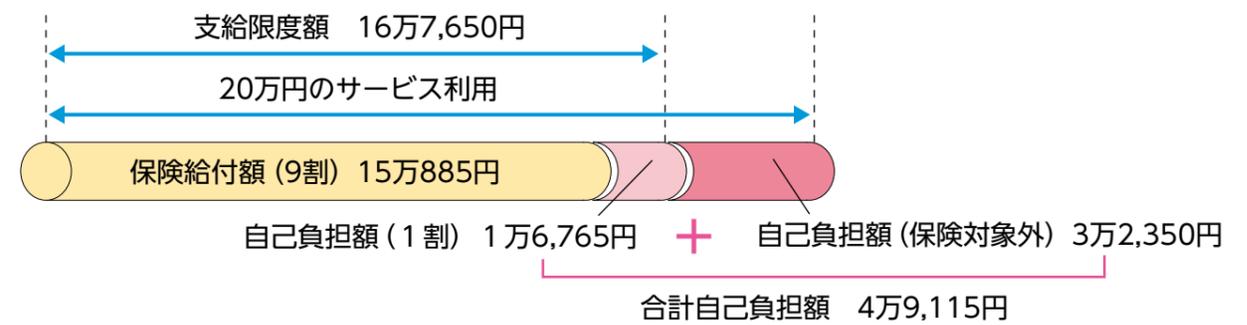
■おもな在宅サービスの上限額(1か月)

要介護状態区分	上限額
要支援1	50,320円
要支援2	105,310円
要介護1	167,650円
要介護2	197,050円
要介護3	270,480円
要介護4	309,380円
要介護5	362,170円

- ### 上限額が適用されないサービス
- 要支援1・2の人のサービス**
- 介護予防居宅療養管理指導
 - 介護予防特定施設入居者生活介護
 - 介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - 特定介護予防福祉用具販売
 - 介護予防住宅改修費支給
- 要介護1～5の人のサービス**
- 居宅療養管理指導
 - 特定施設入居者生活介護
 - 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
 - 地域密着型特定施設入居者生活介護
 - 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
 - 特定福祉用具販売
 - 住宅改修費支給

※事業対象者の上限額は、50,320円です。

例 要介護1（上限額16万7,650円）の人が、月に20万円のサービスを利用した場合（1割負担の場合）



利用者の負担

○利用者負担の軽減について

利用者負担を軽減する制度があります

高額介護サービス費



1か月の利用者負担が上限額を超えたとき

同じ月に利用したサービスの利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が下表の上限額を超えたときは、申請により超えた分が「高額介護サービス費等」としてあとから支給されます。申請する際は、沼津市に「高額介護サービス費等支給申請書」を提出してください。（該当する人には、市からお知らせします。）



■利用者負担の上限額（1か月）

利用者負担段階区分	上限額（世帯合計）
●年収約1,160万円以上	140,100円
●年収約 770万円以上約1,160万円未満	93,000円
●一般	44,400円
●住民税世帯非課税等	24,600円
●合計所得金額*および課税年金収入額の合計が80万円以下の人 ●高齢福祉年金の受給者	15,000円（個人）
●生活保護の受給者 ●利用者負担を15,000円に減額することで、生活保護の受給者とならない場合	15,000円（個人） 15,000円

*「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除及び公的年金等に係る雑所得を控除」した額を用います。

高額介護サービス費の対象とならないもの

- 福祉用具購入費（上限10万円）の1割、2割、または3割負担分
- 住宅改修費（上限30万円）の1割、2割、または3割負担分
- 施設サービスなどの居住費・食費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担
- 支給限度額を超える利用者負担

サービス利用料が高額になってしまった場合の支給を受けたいのですがどうすればいいですか？

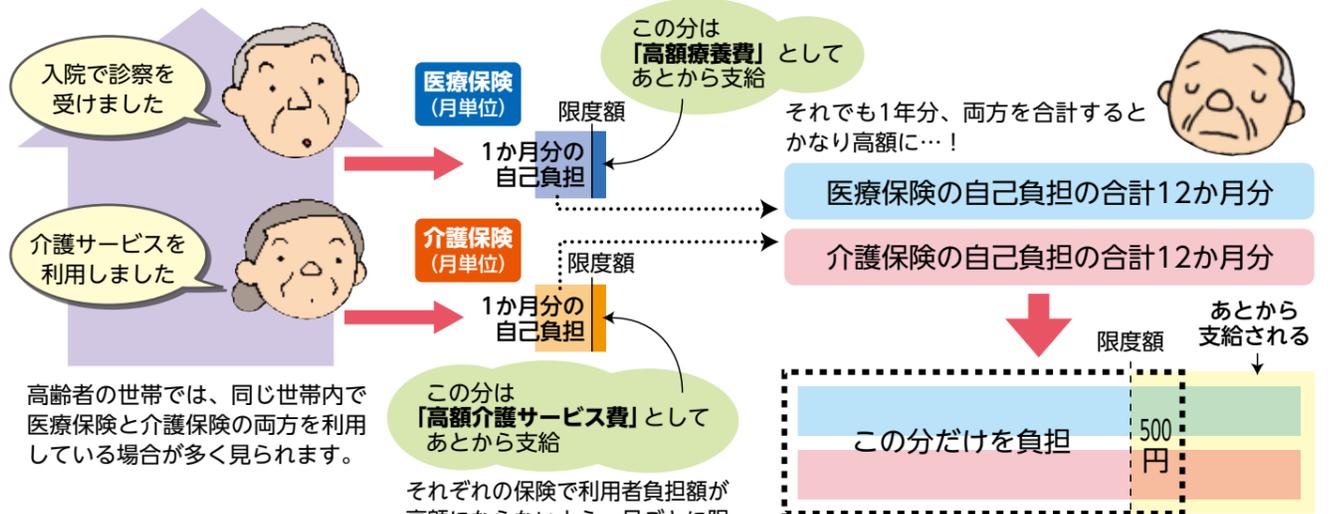
こたえ 高額介護サービス費の支給対象となる人には、市から通知を送ります。通知が届きましたら、同封してある申請書に必要事項をご記入の上で、介護保険課にて手続きを行ってください。2回目以降はご指定の口座に自動的に振り込まれます。

高額医療合算介護サービス費

●「高額医療・高額介護合算制度」って何？

対象となる世帯は？ 国民健康保険加入者同士など同じ医療保険上の世帯内で、医療保険と介護保険の両方で自己負担があった世帯です。（医療と介護の自己負担が、それぞれの限度額を超えているかどうかは問いません。）

制度の内容は？ 同じ医療保険上の世帯内で、医療と介護の両方を合わせた自己負担額と、決められた限度額との差額が500円を超えた場合、申請をすると500円を超えた分が支給され、負担が軽くなる制度です。
※同じ世帯でも、それぞれが異なる医療保険に加入している家族の場合は、合算できません。



例 夫・妻とも75歳以上（一般/市民税課税世帯）の夫婦の場合

夫 医療費の負担額 4万円×12か月

妻 介護サービス費の負担額 3万円×12か月

1年で**84万円** - **56万円** = **28万円**
 年間の自己負担の合計 ★下表参照 支給されます

自己負担を合計した額に、年単位で限度額を設け、その限度額を超えた分が支給されます（ただし、超えた額が500円以下の場合には支給されません）。

この制度が「高額医療・高額介護合算制度」です

◆高額医療・高額介護合算制度の利用者負担限度額（年額/ 8月～翌年7月）

所得（基礎控除後の総所得金額等）	70歳未満の人がいる世帯	所得区分	70～74歳の人がいる世帯	後期高齢者医療制度で医療を受ける人がいる世帯
901万円超	212万円	課税所得690万円以上	212万円	212万円
600万円超901万円以下	141万円	課税所得380万円以上	141万円	141万円
210万円超600万円以下	67万円	課税所得145万円以上	67万円	67万円
210万円以下	60万円	一般	56万円	56万円
住民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

※低所得者Ⅰ区分の世帯で介護保険サービスの利用者が複数いる場合は、限度額の適用方法が異なります。
 ●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。
 ●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

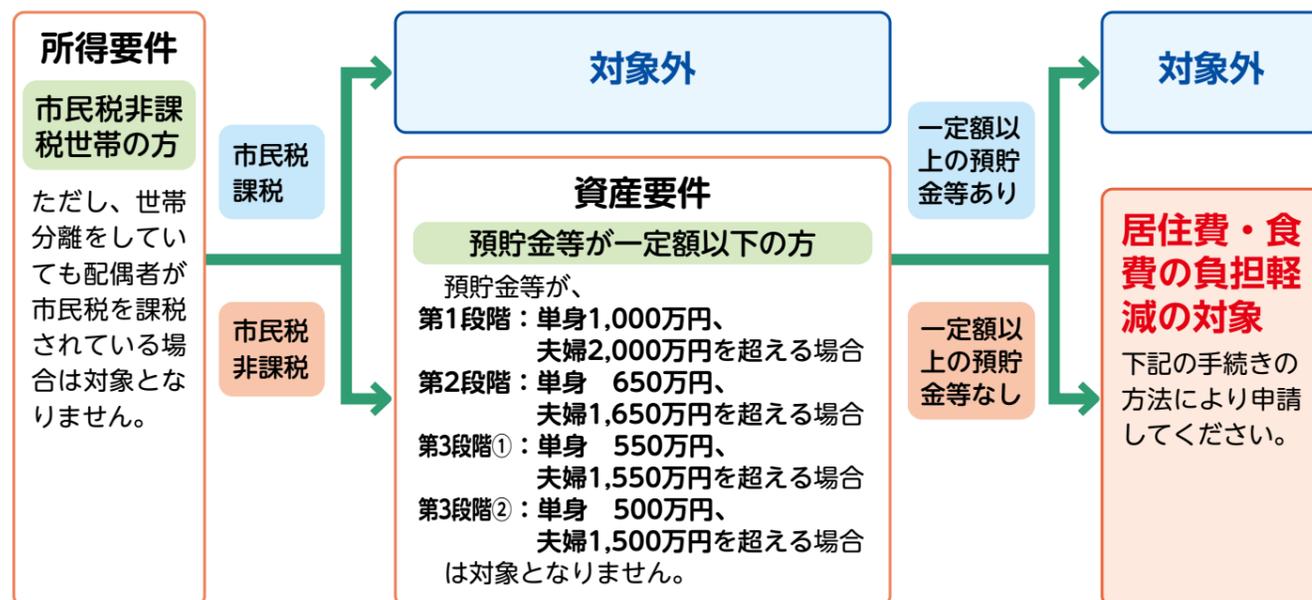
利用者の負担

居住費・食費の負担軽減 (施設・ショートステイ)

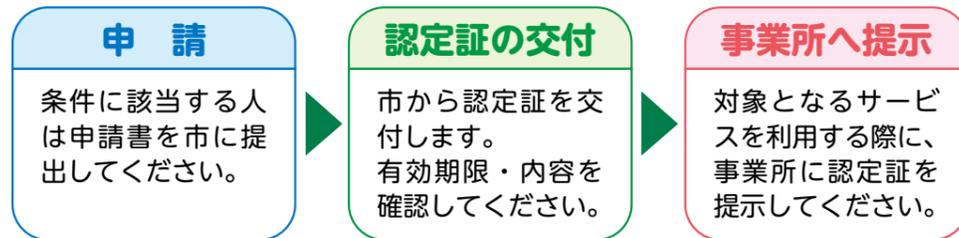
介護保険施設及び短期入所（ショートステイ）については、低所得の人のサービス利用が困難にならないように所得に応じた負担限度額までを自己負担し、基準費用額との差額は介護保険から給付されます（特定入所者介護サービス費）。



対象となる方は、下記の要件で「居住費・食費の負担軽減の対象」となる方です。利用者負担段階等はP.37の「対象者と負担限度額」でご確認ください。



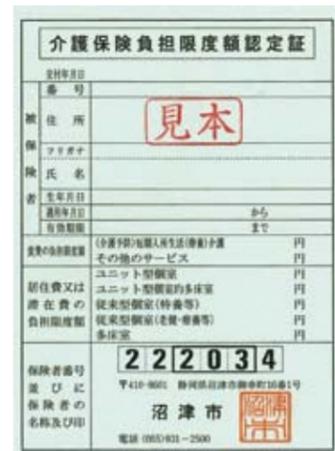
●手続きの方法



必要なもの

- 預貯金等の資産の額を証する書類（通帳の写しなど。通帳は、申請日の2か月前までの期間で最終残高が確認できるよう、記帳をしてください。）

介護保険負担限度額認定証



●対象者と負担限度額（1日あたり）

対象となる人は、利用者負担段階が下記の「第1段階～第3段階②」に該当する人です。

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室※1	多床室	施設入所	ショートステイ
第1段階	880円	550円	550円(380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円(480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	●本人が市民税課税者 ●本人は市民税非課税だが、同一世帯に市民税課税者がいる				負担限度額がないため、施設との契約額を支払うことになります。	

※1 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合、()内の金額となります。

※「合計所得金額」は地方税法上の合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除及び公的年金等に係る雑所得を控除」した額を用います。

●基準費用額（1日あたり）

基準費用額（1日あたり）	居住費				食費
	ユニット型個室	ユニット型個室の多床室	従来型個室※2	多床室※2	
	2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円(915円)	1,445円

※2 介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合、()内の金額となります。

※ユニット型個室、ユニット型個室の多床室、従来型個室、多床室については、P.16をご覧ください。

社会福祉法人等による利用者負担軽減

社会福祉法人等が提供するサービスを利用する場合、利用者の負担が軽減されることがあります。

●対象となるサービスと利用者負担

対象となるサービス	軽減対象となる利用者負担
訪問介護（ホームヘルプ）	サービス費の1割
通所介護（デイサービス）	サービス費の1割、食費
短期入所生活介護（ショートステイ）	サービス費の1割、食費、居住費
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	サービス費の1割、食費、居住費
地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）	サービス費の1割、食費、居住費
認知症対応型通所介護	サービス費の1割、食費
地域密着型通所介護	サービス費の1割、食費
小規模多機能型居宅介護	サービス費の1割、食費、宿泊費
看護小規模多機能型居宅介護	サービス費の1割、食費、宿泊費
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	サービス費の1割

●軽減の対象者の要件

- ① 世帯員全員が市民税非課税であること
- ② 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員が増えるごとに50万円を加算した額）以下であること
- ③ 預貯金などの額が単身者で350万円（世帯員が増えるごとに100万円を加算した額）以下であること
- ④ 日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと
- ⑤ 市民税が課税されている親族などに扶養されていないこと
- ⑥ 介護保険料を滞納していないこと

特定入所者介護サービス費が支給されている場合に限りです。

対象となる利用者負担の4分の1が軽減されます。

●手続きの方法

P.36の居住費・食費の負担軽減と同様です。

市への申請の際は、収入が確認できる証明書と預貯金の残高が確認できる通帳の写しが必要です。

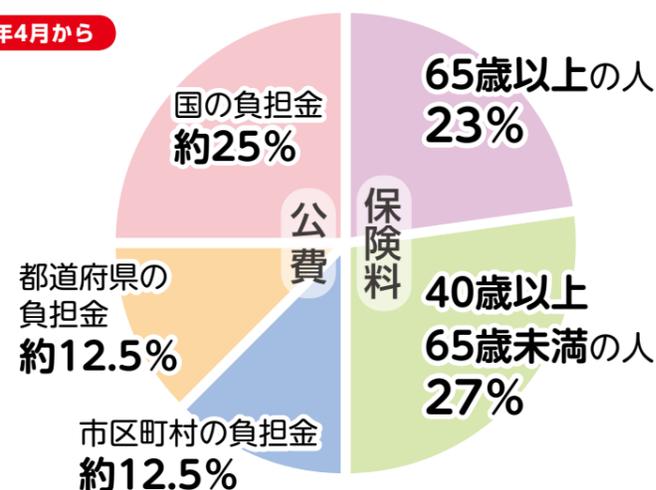
◦ 保険料はどのように納める？

みなさんが納める保険料は介護保険の大切な財源です

介護保険は、40歳以上のみなさんが納めている保険料が大切な財源になっています。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

介護保険の財源構成(利用者負担分は除く)

令和6年4月から



※令和6～令和8年度の割合です。



保険料を滞納すると...

サービスを利用した際の利用者負担は、通常はかかった費用の一部(P.32参照)ですが、保険料を滞納していると滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、市への申請により、あとで保険給付分が支払われます。

1年6か月以上滞納すると

費用の全額を利用者が負担し、市への申請後も保険給付の一部、または全部が一時的に差し止めとなり、滞納していた保険料に充てられることもあります。

2年以上滞納すると

サービスを利用するときに利用者負担が引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や納付猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに市の担当窓口までご相談ください。

40歳以上65歳未満の人(第2号被保険者)の保険料

保険料の決め方と納め方

国民健康保険に加入している人は

決め方

保険料(介護分)は下記の算定方法で、世帯ごとに決められます。



介護保険料

=

所得割

第2号被保険者の所得に応じて計算

均等割

世帯の第2号被保険者数に応じて計算

+

令和6年度の介護分の限度額は、一世帯あたり年間17万円です。

納め方

医療分と後期高齢者支援金分、介護分を合わせて、国民健康保険料として世帯主が納めます。

職場の医療保険に加入している人は

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与(標準報酬月額)および賞与(標準賞与額)に応じて決められます。



介護保険料

=

給与および賞与

×

介護保険料率

※原則として事業主が半分を負担します。

納め方

医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。
※40歳以上65歳未満の被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。

65歳以上の人の介護保険料

市で介護保険のサービスに必要とされる費用と65歳以上の人の数に応じた保険料の「基準額」が決められます。この「基準額」をもとに、所得等に応じて段階的に決定されます。



65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料

65歳以上の人の保険料は、市ごとに介護保険のサービスに必要な費用などから算出された「基準額」をもとに、所得に応じて決まります。



令和6～令和8年度

【保険料の軽減】

令和元年10月からの消費税率の引き上げに伴い、公費によって、第1～第3段階の方の保険料が軽減されています。(下の表には、令和6年度の軽減後の保険料率及び年額を記載しています)

基準額
(月額5,500円)

=

沼津市で介護保険
給付にかかる費用 × 65歳以上の人の
負担分(23%)
沼津市の65歳以上の人数

÷

12か月

段階	対象者	保険料率	年額
第1段階	生活保護受給者等	基準額×0.285	18,800円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税であって本人の前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が	80万円以下の場合等	基準額×0.485
		80万円を超え120万円以下の場合等	基準額×0.685
第3段階	120万円を超える場合等	基準額×0.85	56,100円
第4段階	世帯員の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税であって本人の前年の合計所得金額と課税年金収入金額の合計が	基準額×1.0	66,000円 (月額5,500円)
第5段階	80万円を超える場合等	基準額×1.15	75,900円
第6段階	120万円未満の場合等	基準額×1.3	85,800円
第7段階			
第8段階	210万円以上210万円未満の場合等	基準額×1.5	99,000円
第9段階	320万円以上420万円未満の場合等	基準額×1.7	112,200円
第10段階	本人が市民税課税であって前年の合計所得金額が	420万円以上520万円未満の場合等	基準額×1.9
第11段階		520万円以上620万円未満の場合等	基準額×2.0
第12段階	620万円以上720万円未満の場合等	基準額×2.05	135,300円
第13段階	720万円以上1,000万円未満の場合等	基準額×2.1	138,600円
第14段階	1,000万円以上の場合	基準額×2.2	145,200円

※保険料基準額は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに改定されます。

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。土地売却等に係る特別控除がある場合は、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」を控除した金額を用います。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

また、第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

課税年金収入額

公的年金のうち、国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額です。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

保険料はいつから納め始めるの？

保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から納めます。



保険料の納め方は2種類に分かれます

保険料の納め方は、受給している年金額等によって2種類に分けられます。年金が年額18万円以上の方は、原則として年金から差し引かれます。

特別徴収

年金が **年額18万円以上** の人 → 年金から差し引き

年金の定期支払い(年6回)の際、年金から保険料があらかじめ差し引かれます。特別徴収の対象となるのは、老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金です。

●前年度から継続して特別徴収で保険料を納めている人は、4・6・8月は仮に算定された保険料を納め、10・12・2月は、決定した本年度の保険料額からすでに納めている仮徴収分を除いた額を納めますので、保険料額が変わる場合もあります。

年金 支給月	仮徴収			本徴収		
	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)

年金が年額18万円以上でも一時的に納付書で納めることがあります

次の場合は、特別徴収に切り替わるまで、一時的に納付書で納めます。

- 65歳(第1号被保険者)になられたばかりの場合
- 他の市区町村から転入した場合
- 年度途中で年金(老齢(退職)年金、遺族年金、障害年金)の受給がはじまった場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合
- 年金が一時差し止めになった場合
- ……など

普通徴収

年金が **年額18万円未満** の人 → 納付書・口座振替

市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

保険料納付は
口座振替が
便利です

- 保険料の納付書
 - 預(貯)金通帳
 - 通帳届け出印
- これらを持って市指定の金融機関で手続きしてください。

※申し込みから口座振替開始までの月や、残高不足などにより自動引き落としができなかった場合などには、納付書で納めることになります。



事業所情報

(施設サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援事業所)

●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

地区	事業所名	所在地	電話番号
第三	ぬまづホーム	下香貫猪沼981-2	934-1821
門池	陽光園	岡宮1417-1	924-5665
金岡	高砂	高砂町1-5	941-5681
金岡	炉暖の郷	足高24-24	927-3939
大岡	沼津フジビューホーム	大岡3571-1	926-8500
愛鷹	あしたかホーム・ニューあしたかホーム	東椎路1742-1	967-1166
大平	和みの郷	大平1538-1	935-5252
内浦	ひだまりの郷	内浦重須624	946-1700
原	一本松	一本松175	969-3377
浮島	みはるの丘浮島	平沼929-1	969-3355

●介護老人保健施設

地区	事業所名	所在地	電話番号
門池	ヒルズかどいけ・かどいけプラス	岡一色672-2	924-5391
愛鷹	椎路の里	東椎路32-1	927-3900
愛鷹	タカネ園	鳥谷611-1	967-8800
今沢	あしたかケアセンター	今沢372-5	967-8400
大平	おおひら	大平1117-1	934-1165
静浦	サン静浦	志下344-1	934-6000

●地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）

地区	事業所名	所在地	電話番号
第三	特別養護老人ホーム 沼津南陽光園	下香貫浜田2985-1	933-2200
大岡	地域密着型介護老人福祉施設 柏葉尾苑	大岡3947-1	955-8777
愛鷹	地域密着型特別養護老人ホーム プレーゲあしたか	東椎路1639-1	967-3400
大平	地域密着型特別養護老人ホーム ノアノアテラス	大平2804-1	933-7501

●介護医療院

地区	事業所名	所在地	電話番号
今沢	介護医療院あしたか	今沢372-5	967-8400

●小規模多機能型居宅介護

地区	事業所名	所在地	電話番号
第三	小規模多機能ホームふれあい島郷	下香貫清水2135	933-0700

地区	事業所名	所在地	電話番号
門池	小規模多機能ホームふれあい岡宮	岡宮598-2	925-0070
大岡	小規模多機能ホームふれあい黄瀬川	大岡266-9	928-6991
愛鷹	小規模多機能型居宅介護支援事業所 プレーゲあしたか	東椎路1639-1	967-3402
片浜	小規模多機能型居宅介護施設あさなぎ	西間門3-2-1	939-7700
大平	小規模多機能ホーム和みの家	大平1538-1	935-6888

●看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

地区	事業所名	所在地	電話番号
第二	看護小規模多機能型居宅介護事業所せいいれい緑町	本字下一丁田898-1	952-1080
金岡	看護小規模多機能型居宅介護ブルーム	高砂町13-5	928-7131

●認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

地区	事業所名	所在地	電話番号
第三	かぬきデイサービス	下香貫猪沼981-2	934-1821
第四	手鞠デイサービス(共用型)	西島町19-64	928-7763
大岡	沼津フジビューデイサービスセンター	大岡3571-1	926-8502
愛鷹	あしたかホームデイサービスセンター	東椎路1742-1	967-1166
内浦	ひだまりの郷通所介護事業所	内浦重須624	946-1700
原	はらデイサービスセンター	原1200-3	968-2010
原	こすもす原	原1528-1	941-6296
浮島	デイサービスセンターみはるの丘	平沼929-1	969-3363

●地域密着型通所介護（地域密着型デイサービス）

地区	事業所名	所在地	電話番号
第二	デイサービス アーjent千本	千本西町40	946-5728
第二	デイサービス「すまいる」	下小路町25	954-1122
第二	千本テラスLei	本字千本郷林1907-3	952-2106
第三	デイサービス下香貫の家	下香貫前原1484-7	955-7951
第三	通所介護つばき庵	下香貫山宮前3078-45	941-7561
第三	リハビリサロンみなみ	下香貫藤井原1620-5	935-5007
第三	デイサロン・エスコート 参番館	下香貫楊原762-21	935-0330
第三	トレーニングデイサービスあんび香貫	下香貫下障子3150-1	935-6655
第四	健康いきいきクラブ	上香貫宮原町1513-6	933-3355
第四	リハプライド沼津	御幸町20-11	946-6101
第四	デイサービスやすらぎ	住吉町5-18	931-6162
第四	レコードブック沼津吉田	吉田町28-21	957-8257
第四	友愛みなとデイサービス	千本東町33	955-7717
第五	リハビリサロンゆう和	新宿町11-8	929-1620

地区	事業所名	所在地	電話番号
第五	檜楽園	平町4-16	962-4850
門池	岡宮グリーンヒルデイサービス	岡宮1182-1	928-6822
門池	デイサービス「どうぞの家」	岡宮1026-20	926-7765
門池	デイサービスあい岡一色	岡一色208-14	929-1020
門池	デイサービス ルンルン	岡宮1111	922-1225
門池	アースサポート沼津	岡宮755-1	927-2500
門池	デイサービス ランラン	岡宮377-1	939-7088
金岡	デイサービスシーク	西沢田516-1	943-5251
金岡	デイサービスセンター高砂	高砂町2-5	941-5682
金岡	デイサービス江原	江原町9-2	921-9505
金岡	郷の音	江原町17-34	960-9905
金岡	デイサービスひばり	新沢田町4-10	921-1221
金岡	Re・Location	岡宮73-5	900-9925
金岡	レコードブック沼津金岡	筒井町18-3	955-5337
大岡	通所介護まえむき	大岡3428-5	922-1155
大岡	デイサービスこころ沼津大岡	大岡186-8	941-9203
大岡	クローバーライフ	大岡3317	924-0710
大岡	だんらんの家 沼津	大岡1698-3	962-5708
愛鷹	デイサービス東椎路の家	東椎路1201-11	943-7485
愛鷹	デイサービスひとつ	青野315-1	955-7330
愛鷹	地球のかげら(共生型サービス)	東椎路1640-10	080-4677-7809
片浜	デイサービス あい	小諏訪467-4	963-7704
片浜	デイサービスセンター青空	小諏訪15-1	924-9020
片浜	デイサービス ひとつ松長	松長55-5	952-4565
今沢	すまいるほーむ	今沢502-5	957-1120
大平	和みデイサービス	大平1538-1	935-5252
大平	リゾートハウス サワディー	大平2233-3	955-9261
原	ever優デイサービス沼津	西添町10-12	968-4650
原	たいようデイサービスセンター	原町中一丁目8-1	966-5541
原	ル・グランハート沼津	一本松104-2	968-1800
原	デイサービスのぞみ	原町中三丁目13-22	967-3900

●認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

地区	事業所名	所在地	電話番号
第一	グループホームはづき	東間門616-1	952-6667
第二	グループホームくすのき	千本常盤町5-1	954-1812
第三	グループホームふれあい島郷	下香貫清水2135	933-7550
第三	愛の家グループホーム沼津我入道	我入道江川5-1	935-0631
第三	ニチイケアセンター香貫山	下香貫塩満1830-2	935-1031
第三	グループホームふれあい香貫	下香貫楊原530-16	932-0130
第三	グループホームふれあい下香貫	下香貫楊原651-2	931-8880
第四	グループホームふれあい奄美	下香貫楊原550-4	934-5151
第四	グループホーム手鞠	西島町19-64	928-7763
第五	アクタガワ ハートフルホーム開北	本田町2-52	929-1805
門池	グループホーム春	岡一色450-1	925-6600
門池	グループホーム岡宮の憩	岡宮753-2	926-2299
門池	グループホームふれあい岡宮	岡宮598-2	925-2111
金岡	沼津ケアセンターそよ風	中沢田391-1	929-0165
大岡	グループホームふれあい黄瀬川	大岡266-9	952-8001
大岡	グループホームほのか	大岡905-6	925-7003
愛鷹	グループホームつどい	東椎路1502-2	941-7171
大平	グループホーム和みの家	大平1538-1	935-6888
静浦	グループホームふれあい静浦	獅子浜111-1	943-5550
原	ever優グループホーム沼津	西添町10-12	968-4650
原	こすもす原	原1528-1	941-6294
原	グループホームのどかの家沼津	大塚1127-3	968-7588

●定期巡回・随時対応型訪問介護看護

地区	事業所名	所在地	電話番号
第五	定期巡回アウラ	三枚橋日ノ出町386-7 コーポ甲南201号	939-7380
大岡	きせがわ定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	大岡1155	954-0003
愛鷹	あしたかホーム巡回型ホームヘルプサービス	東椎路1639-1	967-8560

●居宅介護支援事業所

地区	事業所名	所在地	電話番号
第一	白鳥介護支援サービス駅南店	大手町1-1-11	963-6094
第一	サニーライフ沼津居宅介護支援事業所	白銀町2-1	962-3600
第一	ゆいまる居宅介護支援事業所	本錦町655-1 コーポ錦102号	957-5000
第一	ケアプランセンターえんじえるず	白銀町489-5	943-6757
第二	聖隷訪問看護ステーション千本	本字下一丁目898-1	952-1020

地区	事業所名	所在地	電話番号
第二	千本居宅介護支援事業所	常盤町一丁目19-1	951-0003
第二	コスモス沼津	東間門1-3-3	952-2940
第三	居宅介護支援事業所ケアセンターまちなか	下香貫山宮前3078-45	941-7561
第三	かぬき居宅介護支援事業所	下香貫猪沼981-2	934-3566
第三	居宅介護支援事業所まある	下香貫宮脇151-1 サンライフセラM102	933-6056
第三	居宅介護支援センターエスコート	下香貫楊原764-1	935-5500
第四	友愛居宅介護支援事業所	西島町19-1	928-7762
第五	セントケア平町	大岡1551-2 第8平成ビル101号	964-2531
第五	あおい居宅介護支援事業所	高島本町16-16	924-3871
第五	オーチャード沼津	新宿町9-5	929-6230
第五	えがわ医院居宅介護支援事業所	高島本町12-20	928-4136
門池	ケアプランセンターびしん	岡宮1378-19	929-6255
門池	陽光園居宅介護支援事業所	岡宮1417-1	924-5665
門池	居宅介護支援事業所ヒルズかどいけ	岡一色672-2	924-5391
門池	ロータスケア居宅介護支援事業所	岡宮443 城北ハイツ2号館	957-9393
門池	大岡居宅介護支援事業所	岡宮1147-8	939-6701
門池	グランドケア花園ケアプランセンター	花園町1-4 フローデンスエトー1階	939-7712
金岡	ひばり居宅介護支援事業所	新沢田町4-10	921-1221
金岡	サニーウォークケアプランセンター	新沢田町7-43 シティパル新沢田103	924-8737
金岡	高砂居宅介護支援センター	高砂町2-5	941-5683
金岡	かなおか在宅介護支援センター	西沢田431-11	921-1730
金岡	ツクイ西沢田	西沢田498-2	929-8210
金岡	居宅介護支援事業所ふくろう	西沢田684-9	913-7548
金岡	居宅介護支援事業 炉暖の郷	足高24-24	927-3936
大岡	ホームケアサービスこころ	大岡186-8	941-9203
大岡	きせがわ居宅介護支援事業所	大岡1155	954-0003
大岡	夢コープ沼津事業所	大岡2137-14	921-2214
大岡	居宅介護支援センターふれあい	大岡2284-1	926-1803
大岡	居宅介護支援センターさくら	大岡3228-7	924-6767
大岡	ル・グランケアプランセンター	大岡1043-28	934-5887
大岡	居宅介護支援事業所咲	大岡1862-3	955-7870
大岡	居宅介護支援事業所「まえむきの花」	大岡3428-5	922-1155
愛鷹	医療法人社団愛康会椎路の里指定居宅介護支援センター	東椎路32-1	927-3900
愛鷹	あしたかホーム居宅介護支援事業所	東椎路1742-1	967-2929
愛鷹	風の杜居宅介護支援事業所	東原560-1	090-7304-3214
片浜	シークケアサービス	小諏訪43-1	929-6887

地区	事業所名	所在地	電話番号
片浜	こずわ居宅介護支援事業所	小諏訪467-4	954-0766
片浜	アスモ介護サービス沼津	西間門470	954-0030
今沢	片浜在宅介護支援センター	今沢372-5	967-3717
内浦	ひだまりの郷指定居宅介護支援事業所	内浦重須624	946-1700
原	ケアプランセンターひまわり	原1535-1	955-8083
原	はら居宅介護支援事業所	原町中二丁目7-11 101号	941-8333
浮島	萩野クリニック居宅介護支援事業所	根古屋307-1	966-7111
浮島	ケアプランセンターみはるの丘	平沼929-1	969-2265



所得税・市県民税の控除

寝たきりの人、または身体障害者に準ずると認められる人などは、確定申告や市県民税の申告のときに、医療費控除や障害者控除を受けられます。

市では控除に必要な認定書等を以下のとおり発行しています。

● おむつ代の医療費控除確認書 ※確認書の交付には市への申請が必要です

紙おむつの購入費は、医療費控除の対象になることがあります。確定申告の際に、寝たきり状態であること及び治療上紙おむつが必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」を提出することにより、医療費控除の対象となります。

なお、下記の条件を満たす人については、「おむつ使用証明書」に代わり、市が交付する「おむつ代の医療費控除確認書」を提出することにより、医療費控除の対象として申告できます。

対象者 次のすべての条件を満たす人

- ①前年に引き続き、おむつ代に係る医療費控除を受けようとする人
- ②要介護認定を受けている人
- ③主治医意見書の記載内容が一定条件（寝たきり状態であること及び尿失禁があるということ）に該当している人

● 障害者控除対象者認定書 ※認定書の交付には市への申請が必要です

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の方で、要支援・要介護認定等を受けており、身体の障害または認知症の程度が障害者に準ずるものとして市長が認定した場合は、「障害者控除対象者認定書」を交付します。

所得税や市県民税の申告をする際に、この認定書を提示すると、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。

申請時期 毎年1月中旬から

対象者 ①と②の両方の条件を満たす人

- ①身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人
- ②基準日（該当する年の12月31日）時点でAまたはBの条件を満たす人
 - A 要介護・要支援認定等を受けている人で、介護度や認定調査票の記載内容（寝たきり度、認知症の程度）が一定基準に該当している人
 - B 要介護・要支援認定等を受けていない人で、身体機能の低下により、おおむね6か月以上寝たきりの状態が続いていると認められる人



こんなとき、こんな手続き



こんな手続きをしたいけど、どこへ行けばいいの？何が必要なの？

必要なものをお持ちになり、下記の窓口で手続きをしてください。



こんなとき	持ち物	窓口
要介護認定を受けたい	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証 ・健康保険証 ・マイナンバーカード等 	介護保険課窓口 (市役所 別館)
被保険者証をなくしてしまった	<ul style="list-style-type: none"> ・手続きをする人の身分証明書 	
高額介護サービス費の支給申請をしたい	<ul style="list-style-type: none"> ・送付された高額介護サービス費支給申請書 	
他の市区町村に転出する	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証（要介護認定を受けている人はその場で受給資格証明書を発行します） 	市民課窓口 (市役所 本館1階) または 各市民窓口事務所
沼津市に転入する	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格証明書（以前いた市区町村で要介護認定を受けていた人） 	
保険料を口座振替で納付したい	<ul style="list-style-type: none"> ・預（貯）金通帳 ・通帳届け出印 ・介護保険料納入通知書（納付書） 	金融機関窓口 (ゆうちょ銀行を含む)

■ 相談・苦情対応の体制と役割

サービス提供事業者等は、苦情相談窓口を設置し、相談・苦情に対応するための担当者を配置しています。サービスに不満のある利用者が、サービス提供事業者等に苦情を申し出た場合は、事業者等は利用者との協議・調整を図り問題の解決に努めます。

苦情処理機関等

苦情処理機関は、迅速かつ適切に苦情に対応するために苦情相談窓口を設置し、苦情に対応するための担当者を配置しています。

● 指定居宅介護支援事業者

サービス提供事業者の回答が不十分な場合等に利用者からの苦情を受け付け、苦情処理の解決に努めます。

● 沼津市（保険者）

利用者と事業者間の協議や調整により解決しない場合、両者と連絡を取り合いながら解決を図ります。

【連絡先】沼津市 長寿福祉課 ☎ (055) 934-4873
介護保険課 ☎ (055) 934-4874

● 国民健康保険団体連合会（国保連）

利用者からの苦情に関して事業者の調査を実施します。また事業者は国保連の指導・助言に従って必要な改善を行います。

【連絡先】静岡県国保連合会 ☎ (054) 253-5590

